



健感発 0722 第 1 号  
平成 21 年 7 月 22 日

各  
〔 都道府県  
政 令 市  
特 別 区 〕

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることとなったところである。

改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の概要

1 改正省令の施行後において、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく医師の届出が必要な場合は、次に掲げる場合であること。

- (1) 当該患者等が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者等の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の確定患者が確認されている旨の連絡を保健所長から受けた場合

(2) 患者等の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合

2 1の(1)及び(2)の保健所長からの連絡は、書面、電子メール、FAX等により行われ、かつ、当該書面等に、法第12条に規定する届出を求める期間が示されていないことはならないこと。書面等に記載すべき事項については、別紙様式を参照されたいこと。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

施行規則第3条第3号に規定する連絡について

管内の下記施設におきまして、新型インフルエンザ（A/H1N1）の確定患者が確認され、又は当該感染症が集団的に発生しているおそれがあると判断いたしましたので、その旨ご連絡いたします。

つきましては、貴機関におかれまして、同施設に通い、又は入所、入居若しくは入院している新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）を、

※ 期間を記入してください。

例1) 5月1日 例2) 5月1日から5月8日までの間

に、診断された場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条の規定に基づく届出が必要となりますので、ご留意の上、その実施のほど、よろしくお願いいたします。

施設名： \_\_\_\_\_

施設所在地： \_\_\_\_\_

【連絡元】

保健所名：

保健所長：

連絡先：電話

FAX

○厚生労働省令第百三十三号  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条  
第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症  
の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部  
を改正する省令を次のように定める。  
平成二十一年七月二十二日

厚生労働大臣 舛添 要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医  
療に関する法律施行規則の一部を改正する  
省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に  
関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九  
号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

三 診断した新型インフルエンザ等感染症（病  
原体がインフルエンザウイルス A 属インフル  
エンザ A ウイルスであつてその血清型が H  
—N—であるものに限る。）の患者又は無症状  
病原体保有者について、当該患者又は無症状  
病原体保有者が通い、又は入所、入居若しく  
は入院している施設において、当該感染症の  
患者（法第八条第二項の規定により患者とみ  
なされる者を除く。）が確認されている旨の連  
絡その他当該感染症が集団的に発生している  
おそれがある旨の連絡を保健所長から受けた  
場合（書面（電子的方式、磁気的方式その他  
人の知覚によつては認識することができない  
方式で作られる記録を含む。以下この号にお  
いて同じ。）で連絡が行われた場合であつて、  
かつ、当該書面に定める期間内に診断された  
場合に限る。）に該当しない場合

附 則

この省令は、平成二十一年七月二十四日から施  
行する。